

# 鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画の改訂（案）の概要

## 1 計画の概要

### (1) 目的

○アルコール健康障害・各種依存症に係る対策を計画的に推進し、県民がこれらの問題に悩み苦しむことなく、健康で安心して暮らせる社会の実現を目指す。

### (2) 位置付け

○アルコール健康障害対策基本法に基づく都道府県アルコール健康障害対策推進計画

○ギャンブル等依存症対策基本法に基づく都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画

○依存症対策総合支援事業実施要綱に基づく「アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する地域支援計画」

### (3) 計画期間

○令和8年度から令和12年度（5年間）【第3期計画】

（参考）第1期計画：平成28年度～令和2年度

第2期計画：令和3年度～令和7年度※

※ギャンブル等依存症対策基本法の規定により令和5年度に中間見直しを実施

## 2 基本的な考え方

### (1) 段階に応じた取組

○本県の現状やそれぞれの依存症の特性等を踏まえ、発生予防（1次予防）、進行予防（2次予防）、再発予防（3次予防）の各段階に応じた取組を実施。

### (2) 依存症に関連する施策との連携強化

○若年層に対するアルコール健康障害・各種依存症に対する正しい知識の提供や不適切な誘引の防止など、青少年健全育成条例や薬物の濫用防止に関する条例など関連する施策との連携を図りながら取組を実施。

○アルコール健康障害・各種依存症の方だけでなく、その疑いがある方やその家族等が安心して日常生活及び社会生活を営むことができるよう、これらの問題に関連する施策と有機的に連携した取組を実施。

### (3) 若年層や当事者家族に向けた取組の強化

○依存症の発生予防（1次予防）段階においては、早期に依存症に対する知識を身に着けることが重要であり、若年層に向けた機会を捉えた普及啓発の取組を実施。

## 3 改訂（案）のポイント

### (1) 県の取組強化

○リーフレット、ポスターに加え、若年層が関心を持ちやすいマンガやSNS等を活用するとともに、県青少年健全育成条例や薬物の濫用の防止に関する条例など関連施策との連携を図りながら普及啓発を実施する。

○当事者の方のみならず、そのごども・きょうだい（ヤングケアラーを含む。）、配偶者など、当事者の家族が抱える課題の解決に向けた支援がなされるよう、精神保健福祉センターや保健所等と、児童福祉部門や女性支援部門等の関係機関との連携を推進する。

### (2) 専門医療機関の追加選定

○西伯病院をアルコール健康障害の専門医療機関として追加選定する。（予定 令和8年4月1日付）

### (3) ギャンブル等依存症対策の強化

○ギャンブル等依存症につながる恐れのある違法なオンラインカジノへの誘引について、改正ギャンブル等依存症対策基本法の趣旨等に沿って、マンガやSNS等を活用した普及啓発を実施する。

○違法なオンラインカジノへの対策について、青少年健全育成条例などの運用関係機関との連携を図りながら、普及啓発等を実施する。

### (4) 薬物乱用対策の強化

○市販薬等のオーバードーズが若年層で増えていることを踏まえ、薬物乱用防止の取組強化、オーバードーズ対策を推進する。

○若者、保護者や地域住民に対して、薬物乱用防止意識の高揚を図るため薬物乱用防止の普及啓発を行う。

### (5) オンラインカジノ、エトミデートなど新たな課題等への対応

○オンラインカジノ、エトミデート（俗称：ゾンビたばこ）など若年層への拡大も社会問題となりつつある新たな課題に対して、普及啓発等を実施する。

○ゲーム行動症や摂食症、窃盗症、性依存症についても、普及啓発を実施する。

## 4 主な達成目標

○多量飲酒及び生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の減少（単位：％）

項目		令和12年度 目標値
多量飲酒者の割合	成人男性	3.0
	成人女性	0.2
生活習慣病のリスクを高める 量を飲酒している者の割合	成人男性	9.0
	成人女性	5.0

○20歳未満の者の飲酒をなくす（単位：％）

項目		令和12年度 目標値
20歳未満の者の 飲酒の割合	中学2年生	0
	高校2年生	0

○妊娠中の飲酒者をなくす（単位：％）

項目	令和12年度 目標値
妊婦の飲酒の割合	0

## 5 主な取組内容

### (1) 普及啓発及び相談支援体制の充実

- リーフレット、ポスター、啓発動画のほか、県政だより、新聞、インターネット等の様々な広報媒体を活用し、各種啓発イベント・啓発週間などでの啓発を行うほか、特に若年層に対しては、成人式、大学入学式等の様々な機会を捉え、アルコール健康障害・各種依存症に関する正しい知識の普及啓発を図ります。
- かかりつけ医やかかりつけ薬局において、アルコール健康障害・各種依存症が疑われる患者やその家族等に対応する際、早期に発見し、適切な治療・指導等を行うとともに、個別の状況に応じて精神科医療機関、専門医療機関、支援拠点機関、民間団体、行政機関等の関係機関と円滑に連携が図られるよう広く周知し、研修を実施します。
- 競技場に足を運ばなくてもインターネット等で投票することが可能となっている公営競技、またギャンブル等依存症につながる恐れのある違法なオンラインカジノへの誘引など、電子メディアとの付き合い方や、インターネット等を介したギャンブル等依存症の危険性について、マンガやSNSなどを活用するとともに県青少年健全育成条例に基づく取組など様々な角度からの普及啓発を図ります。

### (2) 依存症に関連する施策との連携強化

- 令和6（2024）年に、子ども・若者育成支援推進法の改正などが行われ、ヤングケアラーへの支援が強化されたことを踏まえ、アルコール健康障害・各種依存症当事者の方のみならず、子ども・きょうだい（ヤングケアラーを含む。）、配偶者など、当事者の家族が抱える課題の解決に向けた支援がなされるよう、精神保健福祉センターや保健所等と、児童福祉部門や女性支援部門等の関係機関との連携を推進します。
- 鳥取県薬物濫用対策推進計画（第3期、令和6年3月策定）に基づき、若年層に対する薬物乱用防止の取組強化、市販薬等のオーバードーズ対策などの取り組みを推進します。
- また、オンラインカジノ、エトミデート（俗称：ゾンビたばこ）など、若年層への拡大も社会問題となりつつある新たな課題に対して、県青少年健全育成条例や薬物の濫用の防止に関する条例など関連施策との連携を図りながら普及啓発を実施します。
- 第2期鳥取県再犯防止推進計画（令和5年4月策定）の取組と連携し、再乱用（再犯）の防止に努めます。

### (3) 若年層に向けた取組の強化

- アルコール健康障害・各種依存症は、早期からの理解促進と適切な判断力の養成が大切であることから、学生に向けた出前説明会等の機会を捉えた普及啓発を行います。
- 電子メディアとの付き合い方や、インターネット等を介したギャンブル等依存症の危険性について、改正ギャンブル等依存症対策基本法の趣旨を踏まえて、マンガやSNSなどを活用した普及啓発を行います。

### (4) その他の依存症への対応

- 支援拠点機関及び相談拠点機関において、専門医療機関、自助グループ等と連携し、ゲーム行動症や窃盗症などその他の依存症が疑われる方の早期発見に努めます。また、その他の依存症が疑われる方を発見した場合は、適切な助言と介入を行うとともに、適切な治療や支援につなげていきます。

